平成２５年（フ）第３４８号
沖縄県豊見城市字上田565番地
債務者　大城　　学
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山城　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４８９５号
大阪府八尾市竹渕５丁目76、住民票上の住所大阪府八尾市竹渕５丁目30番地
債務者　守茂山治明
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３７号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目３番７号
債務者　石川　　博
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３８号
北海道亀田郡七飯町大川２丁目３番７号
債務者　石川あけみ
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３９号
北海道山越郡長万部町字長万部411番地28
債務者　仁木みどり
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第４９２号
埼玉県草加市瀬崎７丁目12番17号　コーポビューティフル203号
債務者　中原きよ子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６４号
埼玉県川越市末広町１丁目９番地12　吉田コーポＢ棟102号室、前住所埼玉県川越市大字山田244番地４
債務者　中島　礼子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７号
埼玉県秩父市大野原2686番地１　ロイヤルストリームＢ202
債務者　五野上大輔
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
北海道上川郡下川町錦町309番地
債務者　玉井　真紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第２５９号
群馬県伊勢崎市上諏訪町2040番地７
債務者　福島　栄里
1　決定年月日時　平成25年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５４１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目15番12―308号
債務者　青木　俊幸
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５２号
埼玉県入間市扇町屋３丁目２番12号
債務者　黒肥地みゆき（旧姓小林・石井）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７６号
静岡県三島市壱町田41―７　県営壱町田やまがみ団地５棟403号、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町上土狩680番地の３　ベルメゾン長泉303号
債務者　諸澤　純也
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
愛知県刈谷市恩田町１丁目171番地７　セジュール二宮Ｃ102号
債務者　小林　利也
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
愛知県名古屋市港区南十一番町３丁目５番地の２　グランドハイツ南十一番町602号
債務者　伴　かず子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
愛知県西尾市平口町南川11番地１
債務者　小倉　賢吾
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
愛知県刈谷市泉田町市場屋敷42番地
債務者　岡本　好司
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係